

## 寒河江市障害者移動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 この事業の内容は、障害者等の外出における個別への移動支援とし、サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

### (事業の委託)

第3条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者に委託して実施するものとする。

### (対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

### (申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、障害者移動支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否及び程度を決定し、障害者移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、障害者移動支援事業利用委託書（様式第3号）を委託先に提出するものとする。

### (費用の負担)

第7条 利用者が負担すべき額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における居宅介護サービスに係る報酬単価により算定した額の1割とし、委託先へ直接支払うものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

( 様式第 1 号 )

## 障害者移動支援事業利用申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

住 所 寒河江市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

次により移動支援事業の利用を申請します。

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居住地	電話番号 ( )		
フリガナ		生年月日	年 月 日	
支給申請に係る 児 童 氏 名		続 柄		
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神保健福 祉手帳番号
障害者総合支援法 介 護 給 付 費 認 定 状 況 等	障害支援区分	1 2 3 4 5 6		
	認定有効期間		年 月 日～	年 月 日
利用事業者名				
支 給 内 容				
備 考				

( 様式第 2 号 )

## 障害者移動支援事業利用決定 (却下) 通知書

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

年 月 日付けで、申請のありました障害者移動支援事業利用について、  
下記のとおり決定 (却下) しましたので通知します。

### 記

1. 利用決定します。

(1) 利用者氏名

(2) 支給決定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(3) 障害支援区分

(4) 利用者負担額 費用の 1 割

(5) 支 給 量 時間 / 月

2. 利用できません。

( 理 由 )

( 様式第 3 号 )

## 障害者移動支援事業利用委託書

第 号  
年 月 日

様

寒河江市長

利 用 者	住所		電話	
	氏名	男・女	生年 月日	年 月 日
障害者総合支援法 障 害 支 援 区 分				
支 給 決 定 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日		
支 給 量		時間/月		
備 考				